

**令和8年度生活習慣病治療中断者対策等市町村国保支援事業  
業務委託仕様書（案）**

**1 委託事業名**

令和8年度生活習慣病治療中断者対策等市町村国保支援事業

**2 事業の目的**

福島県（以下「県」という。）の国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の一人当たり医療費は年々増加しており、医療費の適正化が課題となっている。中でも人工透析は年間約500万円／人と高額な医療費を要することから、生活習慣病の重症化を予防し、人工透析の要因となる慢性腎臓病（CKD）の進行を防ぐことが重要である。

国民健康保険被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の重症化予防を図るためには、生活習慣病治療中断者をはじめ、CKD重症化リスクを有する者など、適切な受診や継続治療が必要な者を早期に医療につなげることが重要である。

本事業では、レセプトデータや健診データ等を活用して生活習慣病治療中断者等を抽出・分析するとともに、受診行動の促進に向けた効果的な受診勧奨手法を企画・実施し、その効果を検証する。

また、事業で得られた分析結果や効果的な受診勧奨手法を市町村へ共有することで、生活習慣病重症化予防に係る保健事業の充実を図り、生活習慣病の重症化予防及び県全体の保健事業の推進につなげることを目的とする。

**3 委託期間**

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

**4 事業概要**

本事業は、県が選定する22市町村（福島市、二本松市、郡山市、喜多方市、いわき市、相馬市、川俣町、大玉村、鏡石町、南会津町、檜枝岐村、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、棚倉町、矢祭町、玉川村、小野町、川内村、葛尾村、伊達市、本宮市）を対象に、生活習慣病有所見者約4万人の中から、対象者の属性や受診履歴等を分析し、受診行動につながる可能性が高い対象者を抽出した上で、効果的・効率的な受診勧奨を実施するものである。

**【参考】対象市町村の対象規模（見込み）**

- ・被保険者数：約213,000人
- ・特定健診受診者：約70,000人
- ・生活習慣病関連の有所見者等：約40,000人  
（レセプト、健診データ等を活用し、この中から受診勧奨対象者を抽出を想定。）

受診勧奨に当たっては、行動科学や行動経済学等の知見を活用するとともに、対象者ごとの特性を踏まえた訴求内容や勧奨手法を取り入れ、受診行動につながる効果的なアプローチを実施するものとする。

また、事業実施後は、受診勧奨の実施結果や受診再開等への効果を分析・検証し、対象者抽出手法や勧奨手法の有効性を評価するとともに、その成果や課題を整理し、市町村における生活習慣病治療中断者等への受診勧奨事業及び生活習慣病の重症化予防に活用できる知見を取りまとめるものとする。

## 5 事業内容

本事業では、県が選定する22市町村を対象に、レセプトデータ及び健診データ等を活用し、生活習慣病治療中断者をはじめ、CKD 重症化リスクを有する者など、受診勧奨を必要とする対象者を抽出・分析するとともに、対象者の特性に応じた効果的・効率的な受診勧奨を実施する。受託者は、行動科学、行動経済学その他受診行動の促進につながる専門的知見を活用し、新たな視点や創意工夫を取り入れた受診勧奨手法を企画・実施すること。

### (1) 受診勧奨対象者の抽出

市町村が保有するレセプト情報、健診情報その他受診勧奨に必要なデータを活用し、生活習慣病治療中断者、CKD 重症化リスクを有する者等の抽出方法について提案すること。

対象者の抽出に当たっては、受診履歴、治療状況、健診結果、年齢、性別その他の属性を踏まえ、受診勧奨の効果が期待できる対象者を選定すること。

#### 【県が提供するデータ】

公益財団法人国民健康保険中央会のシステム等から抽出される、契約時点で取得可能なデータ（CSV ファイル等）を提供する。提供するデータの種類、対象期間及び範囲は受託者との協議により決定するものとし、主なデータは次のとおり想定している。

- ア 特定健診受診歴データ（FKAC167）
- イ 特定保健指導実施歴データ（FKAC165）
- ウ 特定健診対象者データ（FKAC161 又は FKAC173）
- エ 被保険者管理台帳
- オ 特定健診受診者 CSV ファイル（FKAC131）
- カ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル（FKAC163）
- キ 特定健診結果等情報作成抽出（その他の健診結果情報）ファイル（FKAC164）
- ク レセプト電算コード情報（医科・DPC・調剤）
- ケ 特定健診等被保険者データ（KD\_IF015）

## (2) 受診勧奨の実施

抽出した対象者に対し、行動科学、行動経済学その他受診行動の促進につながる専門的知見を活用した受診勧奨を実施すること。(勧奨実施時期は令和8年9月から12月までを想定する。)

受診勧奨は、疾病特性や治療状況を踏まえた対象者の特性に応じた訴求内容及び勧奨手法とし、受診行動につながる効果的な内容とすること。

## (3) 受診率向上に資する取組の提案

受託者は、上記のほか、事業効果をさらに高めるための取組について自由に提案することができる。

なお、提案内容の実施の可否については、県と協議の上、決定する。

## (4) 効果検証及び報告会の実施

受診勧奨の実施後は、受診結果等を分析し、実施結果や課題を整理するとともに、対象者抽出手法及び受診勧奨手法の有効性について検証を行うこと。

また、成果報告会を参集形式(WE B実施可)で県内全市町村を対象に1回以上実施すること。

## 6 業務実施報告書等の提出

### (1) 納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下の業務実施報告書等を県へ提出すること。

- ① 業務実施報告書(様式任意)
- ② 完了届(契約書様式)

### (2) 提出場所

福島県保健福祉部国民健康保険課

### (3) 期限

令和9年3月31日(水)まで(厳守)

## 7 留意事項

### (1) 個人情報の取扱い

本業務は、個人情報を多く取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。また、本仕様書に基づく業務を行うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

受託者は、本業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

### (2) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

### （3）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本
- ウ) 原稿・データの入力及び集計
- エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と受託者が別途協議を行った業務

### （4）協議事項

次の事項については、県と協議すること。

- ① やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合
- ② 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合
- ③ 委託業務において疑義が生じた場合
- ④ 災害等の影響がある場合

### （5）委託業務の明記

業務実施に当たっては、福島県委託業務である旨を明記すること。

## 8 検査及び支払方法

受託者は業務終了後、「6 業務実施報告書等の提出」のとおり、県に報告書を提出する。

県は、当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を県に提出する。

県は、請求書を受領後、受領日から30日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。なお、受託者は、成果指標の測定に必要な資料の提供について協力すること。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、随時、県及び受託者が協議して決定する。